

総合規制改革会議の各答申への記載内容

第1次答申（平成13年12月11日）

第1章 重点6分野について

1 医療（6）その他（P12）

エ 医薬品販売に関する規制緩和【平成14年度中に措置（逐次実施）】

医薬品について、平成11年3月31日に行った15製品群の医薬部外品への移行の実施状況を踏まえ、一定の基準（例えば、発売後、長期間経過しその間に副作用などの事故がほとんど認められないもの、など）に合致し、かつ保健衛生上比較的危険が少ないと専門家等の評価を得たものについて、一般小売店で販売できるよう、見直しを引き続き行うべきである。

第2次答申（平成14年12月12日）

第2章 各分野

5 医療

7 医薬品に関する規制緩和（P114）

（3）医薬品販売に関する規制緩和【平成14年度に専門家による検討の開始、平成15年度末を目途に結論】

医薬品については、平成11年3月31日に行った15製品群の医薬部外品への移行に伴い、コンビニエンスストアなどの一般小売店において栄養ドリンク剤などの販売が可能となった。

今後とも、一定の基準に合致し、かつ保健衛生上比較的危険が少ない等の専門家の評価を受けた医薬品については、一般小売店において販売できるよう、平成14年度中に専門家による検討を開始し、平成15年度を目途に結論を得るようにするべきである。